

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

国民の生活を取巻く環境は、所得税定率減税の半減や年金保険料の引き上げなどにより可処分所得が減少しており、依然として厳しい状況にある。このような中、増税などで可処分所得が減少し、生活のために無担保・無保証で借りられる小口の消費者向け貸金業者に頼らざるを得ない人たちも増えている。

ところが、そうした需要に応じている消費者向け貸金業者の金利は、利息制限法の制限金利（15%～20%）を超え、いわゆるグレーゾーンと言われる出資法の上限金利（29.2%）にも及ぶ高金利での営業をしている。

本来は無効であるはずの高金利によって、多くの利用者は払う必要のない利息を払わされ、多くの自己破産者、経済的理由による自殺者を生み、果ては犯罪にまで走らせる悲劇の大きな要因になっていると言える。

平成19年1月には、出資法の上限金利を見直す時期を迎える。

国において、貸金業規制法第43条の存在意義がなくなっただけ、同条を廃止することに加え、国民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制などの利用者の立場に立った見直しが必要であると考える。

よって本市議会は、国において、出資法の上限金利引き下げ等の見直しを行うよう、次の事項について強く要望する。

- (1) 出資法の第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
- (2) 貸金業規制法第43条の、「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- (3) 出資法における日賦貸金業者、電話担保金融に対する特例金利を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年7月4日

福島県伊達市議会議長 滝澤福吉

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
法務大臣様
金融・経済財政担当大臣様